

## 大学構内に放置してある二輪車の処分に関する取扱基準

1999年6月28日

制定

(趣旨)

- 1 大学構内に放置してある自転車、原動機付自転車、普通自動二輪車及び大型自動二輪車(以下「放置二輪車」という。)は、放っておくと増える一方であり、大学構内を占拠し続け、通行の妨げにもなるため、持ち帰るよう呼びかけるとともに、持ち主が現れない場合は、大学が撤去し処分するものとする。
- 2 放置二輪車の処分は、この基準により取り扱うものとする。

(撤去)

- 3 放置二輪車を撤去するにあたり、掲示並びに貼紙により撤去する旨の公示を行う。
- 4 撤去の公示期間は7日間とする。

(保管)

- 5 撤去の公示期間を過ぎても放置されている放置二輪車は、場所を移し保管するものとする。
- 6 放置二輪車の保管期間は民法第240条の規定に従い3ヶ月間とする。
- 7 放置二輪車の保管開始と同時に、放置二輪車を保管していること及び保管期間経過後処分する旨を掲示にて公示する。

(処分)

- 8 保管期間の6ヶ月を経過しても持ち主が現れない放置二輪車は、学長、学生支援部長、事務局長、財務部長、総務課長、管財課長及び学生支援課長の稟議決裁後処分するものとする。

(所管)

- 9 この基準に関する事務の所管は管財課とする。

(改廃)

- 10 この基準の改廃は、常任理事会の議を経て行う。

附 則

この基準は、1999年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、2000年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、2002年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、2012年5月26日から施行する。

附 則

この基準は、2013年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、2014年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、2015年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、2020年4月1日から施行する。